

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	熊本歯科技術専門学校
設置者名	学校法人中島学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://ganaka.ac.jp/download/#a-information>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	医療法人理事長	R4. 4. 27～ R7. 4. 26	経営全般に対する 助言、及び監督
非常勤	医療法人理事長	R4. 4. 27～ R7. 4. 26	経営全般に対する 助言、及び監督
非常勤	関係企業役員	R4. 4. 27～ R7. 4. 26	経営全般に対する 助言、及び監督
(備考)			

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	熊本歯科技術専門学校
設置者名	学校法人中島学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	歯科技工士科	夜・通信	1,968 時間	160 時間	
	歯科衛生士科	夜・通信	2,680 時間	240 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://ganaka.ac.jp/download/#a-information

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 なし
(困難である理由)

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	熊本歯科技術専門学校
設置者名	学校法人中島学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画書(シラバス)は教務主任より、次年度に講師依頼を行う前年度の2月～3月にかけて、承認承諾書と授業計画書(シラバス)等一式の書類を郵送にて送り、記載内容の確認(新規作成及び加筆・修正等)を依頼・作成するとともに、専任教員が担当する授業科目についても同様の期間内においてそれぞれ担当毎に確認・作成し、いずれも校長決裁により策定している。公表は新年度の4月に行っている。また教育課程編成・実施方針(カリキュラムポリシー)として下記を掲げている。</p> <p>「熊本歯科技術専門学校は、教育理念・教育目標の達成に向けて、歯科技工士科・歯科衛生士科の歯科医療専門職の養成に必要とされる教育内容・教育方法を、体系的、計画的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせ、時代の流れに即した授業を実施します。」</p>	
授業計画書の公表方法	https://ganaka.ac.jp/download/#a-information
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>各科目の授業計画書(シラバス)には評価方法が記載されており、入学後の担任によるオリエンテーション、各担当講師の初回授業時に説明を行っている。</p> <p>定期試験は年2回(前期・後期)実施し、学則に基づき適正な成績評価を実施している。(以下学則記載)</p> <p>第11条 生徒の課程修了の認定は、試験による学習評価に基づき行う。 2 前項の試験は毎学期の終わりの他、必要に応じて行う。</p> <p>第12条 次の各号に掲げる要件を満たしている者は、前条の試験を受けることができる。 (1) 期間中における授業出席時間数が、総授業時間数の3分の2以上であること。 (2) 第32条で定める授業料等を完納していること。</p> <p>第13条 前条の要件を満たし、成績の評価が60点以上に達した者は、履修した学科目について合格した者と評定する。 2 実験・実習等の評価については、平素の成績を参考にして評定する。</p> <p>第14条 成績の評価が不合格の科目は再試験を、やむを得ない理由によって欠席した者は追試験を受けることができる。</p>	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

各科目定期試験を実施するが、科目ごとに評価の方法が異なるが詳細は授業計画書に記載されている。評価に関しては、

1. 定期試験（筆記・実技など試験形態は科目により異なる）
2. 授業への取り組み（出席回数を評価するだけでなく、受講態度・積極的な授業への参加など主体的な学修への取り組みも評価する）
3. その他（授業期間内に行うレポート課題、授業中に行う小テスト・発表・実技等も評価対象）

成績評価基準は100点満点とし、それをS、A、B、C、Dで評価する。

評価基準	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価	S	A	B	C	D

- ・100～60点（評価S～C）が合格、59点以下（D）は不合格。
- ・学則第12条に掲げる要件を満たさないものは、試験を受験することができず（D）不合格となる。
- ・試験期間中、不正行為があった者については、その日までの全試験科目を無効とし、以降の試験も停止となる。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://ganaka.ac.jp/download/#a-information>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定・称号授与方針（ディプロマポリシー）として下記を掲げている。

「熊本歯科技術専門学校は、教育理念・教育目標に基づき定められた歯科技工士科・歯科衛生士科の教育目標の達成に向けて、各科で養成する歯科医療専門職に必要なとされる知識・技術や人間性豊かで社会的に順応できる「人間力」を身につけ、卒業に必要な単位を修得した学生に対し卒業を認定すると共に、専門士の称号を授与します。」

単位認定については、学則第10条5項に定め、卒業認定・称号付与については、学則第25条、第26条に定めている。（以下学則記載）

第10条

- 5 単位の認定は、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、本学則第12条及び第13条に基づき教務会議において当該科目の内容を修得していることを確認して校長が認定する。

第25条 全科目を履修し単位を取得した者に対し、教務会議の決議を経て校長が卒業を認定する。

- 2 校長が卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

第26条 全科目に合格し、課程を修了したと認めた者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://ganaka.ac.jp/download/#a-information>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	熊本歯科技術専門学校
設置者名	学校法人中島学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://ganaka.ac.jp/download/#a-information
収支計算書又は損益計算書	https://ganaka.ac.jp/download/#a-information
財産目録	https://ganaka.ac.jp/download/#a-information
事業報告書	https://ganaka.ac.jp/download/#a-information
監事による監査報告（書）	https://ganaka.ac.jp/download/#a-information

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		医療専門課程	歯科技工士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1,968 単位時間/単位	432 単位時間 /単位		1,536 単位時間 /単位		
			1,968 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
70人		27人	0人	4人	16人	20人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画書（シラバス）は教務主任より、次年度に講師依頼を行う前年度の2月～3月にかけて、承認承諾書と授業計画書（シラバス）等一式の書類を郵送にて送り、記載内容の確認（新規作成及び加筆・修正等）を依頼・作成するとともに、専任教員が担当する授業科目についても同様の期間内においてそれぞれ担当毎に確認・作成し、いずれも校長決裁により策定している。
成績評価の基準・方法
（概要） 各科目定期試験を実施するが、科目ごとに評価の方法が異なるが詳細は授業計画書に記載されている。評価に関しては、 1. 定期試験（筆記・実技など試験形態は科目により異なる） 2. 授業への取り組み（出席回数を評価するだけでなく、受講態度・積極的な授業への参加など主体的な学修への取り組みも評価する） 3. その他（授業期間内に行うレポート課題、授業中に行う小テスト・発表・実技等も評価対象）

成績評価基準は100点満点とし、それをS、A、B、C、Dで評価する。

評価基準	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価	S	A	B	C	D

- ・100～60点（評価S～C）が合格、59点以下（D）は不合格。
- ・学則第12条に掲げる要件を満たさないものは、試験を受験することができず（D）不合格となる。
- ・試験期間中、不正行為があった者については、その日までの全試験科目を無効とし、以降の試験も停止となる。

卒業・進級の認定基準

（概要）

単位認定については、学則第10条5項に定め、卒業認定・称号付与については、学則第25条、第26条に定めている。（以下学則記載）

第10条

5 単位の認定は、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、本学則第12条及び第13条に基づき教務会議において当該科目の内容を修得していることを確認して校長が認定する。

第25条

全科目を履修し単位を取得した者に対し、教務会議の決議を経て校長が卒業を認定する。

2 校長が卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

第26条

全科目に合格し、課程を修了したと認めた者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

学修支援等

（概要）

1. 入学前に、歯科用語など基礎的な内容を事前学習として提示し、入学後スムーズに授業が開始できるよう支援している。
2. 学則第14条により、成績の評価が不合格の科目は再試験を、やむを得ない理由によって欠席した者は追試験を受けることができる。対象者には小テスト等を実施し対策を講じている。
3. 国家試験対策として、定期的に業者模試を実施。結果を分析し個別に対策を検討した上で学生への助言・指導を行っている。また成績不振者を対象とした特別指導（課外授業）も行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
7人 (100%)	0人 (0%)	7人 (100%)	0人 (0%)

（主な就職、業界等）

歯科診療所、歯科技工所での歯科技工士の業務。歯科関連企業

(就職指導内容) 外部講師による就職セミナーを実施。 採用を予定している（求人先）歯科診療所・歯科技工所への職場訪問の実施。希望者には個別面談を実施している。
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科技工士免許
(備考)（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
22人	2人	9.1%
(中途退学の主な理由) 進路変更2人		
(中退防止・中退者支援のための取組) 定期的な個人面談の実施。日常のこまめな声かけ、挨拶の励行、保護者との緊密な連絡を行っている。		

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		医療専門課程	歯科衛生士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2,680 単位時間/単位	1,780 単位時間 /単位		900 単位時間 /単位		
			2,680 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
150人		132人	0人	5人	48人	53人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) 授業計画書（シラバス）は教務主任より、次年度に講師依頼を行う前年度の2月～3月にかけて、承認承諾書と授業計画書（シラバス）等一式の書類を郵送にて送り、記載内容の確認（新規作成及び加筆・修正等）を依頼・作成するとともに、専任教員が担当する授業科目についても同様の期間内においてそれぞれ担当毎に確認・作成し、いずれも校長決裁により策定している。

評価基準	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
評価	S	A	B	C	D
<ul style="list-style-type: none"> ・100～60点（評価S～C）が合格、59点以下（D）は不合格。 ・学則第12条に掲げる要件を満たさないものは、試験を受験することができず（D）不合格となる。 ・試験期間中、不正行為があった者については、その日までの全試験科目を無効とし、以降の試験も停止となる。 					
成績評価の基準・方法					
<p>（概要）</p> <p>各科目定期試験を実施するが、科目ごとに評価の方法が異なるが詳細は授業計画書に記載されている。評価に関しては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定期試験（筆記・実技など試験形態は科目により異なる） 2. 授業への取り組み（出席回数を評価するだけでなく、受講態度・積極的な授業への参加など主体的な学修への取り組みも評価する） 3. その他（授業期間内に行うレポート課題、授業中に行う小テスト・発表・実技等も評価対象） 					
卒業・進級の認定基準					
<p>（概要）</p> <p>単位認定については、学則第10条5項に定め、卒業認定・称号付与については、学則第25条、第26条に定めている。（以下学則記載）</p> <p>第10条</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 単位の認定は、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、本学則第12条及び第13条に基づき教務会議において当該科目の内容を修得していることを確認して校長が認定する。 <p>第25条 全科目を履修し単位を取得した者に対し、教務会議の決議を経て校長が卒業を認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 校長が卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。 <p>第26条 全科目に合格し、課程を修了したと認めた者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。</p>					
学修支援等					
<p>（概要）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入学前に、歯科用語など基礎的な内容を事前学習として提示し、入学後スムーズに授業が開始できるよう支援している。 2. 学則第14条により、成績の評価が不合格の科目は再試験を、やむを得ない理由によって欠席した者は追試験を受けることができる。対象者には小テスト等を実施し対策を講じている。 3. 国家試験対策として、定期的に業者模試を実施。結果を分析し個別に対策を検討した上で学生への助言・指導を行っている。国試対策アプリの導入。また成績不振者を対象とした特別指導（課外授業）も行っている。 					
卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）					

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
41人 (100%)	0人 (0%)	41人 (100.0%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 歯科診療所、病院での歯科衛生士の業務。保健所などの公衆衛生部門や歯科関連企業			
(就職指導内容) 県歯科医師会主催の合同就職説明会への参加。 採用を予定している(求人先)歯科診療所・歯科技工所への職場訪問の実施。希望者には個別面談を実施している。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 歯科衛生士免許			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
126人	5人	4.0%
(中途退学の主な理由) 進路変更5人。		
(中退防止・中退者支援のための取組) 定期的な個人面談の実施。日常のこまめな声かけ、挨拶の励行、保護者との緊密な連絡を行っている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
歯科技工士科	400,000円	600,000円	320,000円	その他記載は実習費
歯科衛生士科	200,000円	460,000円	240,000円	その他記載は実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				
「入学特待制度」として、推薦型選抜受験者の試験科目(国語総合)について本校が定める基準を満たす各成績優秀者の1年次の前期授業料を全額又は一部免除する支援制度あり。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://ganaka.ac.jp/download/#a-information		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校評価については、本校学校評価規程に基づき各委員会 (自己評価委員会・関係者評価委員会) を設置し、年1回開催している。自己評価委員会は学校長が委嘱する5名以内の委員で構成する。関係者評価委員会は自己評価委員会同様に学校長が委嘱する5名以内の委員で構成し任期は2年となっている。学校関係者評価委員は、学校自己評価に基づき評価を実施するとともに、結果を学校 (理事会) へ報告しそれぞれの観点から意見等を述べ、指導助言を行う。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
医療法人理事長	R5. 4. 1～R7. 3. 31	企業関係者 (臨床実習施設)
関係企業役員	R5. 4. 1～R7. 3. 31	企業関係者
本校非常勤講師	R5. 4. 1～R7. 3. 31	非常勤講師
元学校職員 (専任教員)	R5. 4. 1～R7. 3. 31	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://ganaka.ac.jp/download/#a-information		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://ganaka.ac.jp/download/#a-information
--